

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	カンボジアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むカンボジアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,100,000千円 -----	H18.3.1 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H18.3.13 126号
カンボジア	地雷除去活動支援機材開発研究計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	地雷除去活動支援機材開発研究計画を実施するため必要な参加者が活動を行うために必要な役務及び経費の供与	416,000千円 H19.3.16まで	H18.3.17 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H18.4.3 173号
カンボジア	モン・ドルキリ州小水力地方電化計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	モン・ドルキリ州小水力地方電化計画を実施するために必要な 1. 小水力発電設備及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	1,066,000千円 (H18年度 421,000千円) H19.3.31まで (H19年度 645,000千円) H20.3.31まで	H18.6.12 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H18.6.26 361号
カンボジア	国道一号線改修計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	国道一号線改修計画を実施するために必要な 1. 国道一号線上の道路及び関連施設の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	4,746,000千円 (H18年度 827,000千円) H19.3.31まで (H19年度 2,273,000千円) H20.3.31まで (H20年度 1,646,000千円) H21.3.31まで	H18.6.12 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H18.6.26 362号
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生（平成十六年度以前に来日したもの）に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	32,000千円 H19.3.31まで	H18.6.12 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H18.6.26 363号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とカンボジ ア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生（平成十九年度に来日するもの）に日本国内の 高等教育機関において学術的な機会を与えるために 必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	364,000千円 (H18年度 39,000千円) H19.3.31まで (H19年度 162,000千円) H20.3.31まで (H20年度 92,000千円) H21.3.31まで (H21年度 71,000千円) H22.3.31まで	H18.6.12 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H18.6.26 364号
カンボジア	コンポンチヤム州村落飲料水供給計画水供 給計画のための贈与に関する日 本国政府とカンボジア王国政府 との間の交換公文	コンポンチヤム州村落飲料水供給計画を実施するた めに必要な 1. 井戸の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	431,000千円 H19.3.31まで	H18.6.12 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H18.6.26 365号
カンボジア	主要国際港湾保安施設及び機材 整備計画のための贈与に関する 日本国政府とカンボジア王国政 府との間の交換公文	主要国際港湾保安施設及び機材整備計画を実施する ために必要な 1. 保安管理棟の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	927,000千円 H19.3.31まで	H18.8.30 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H18.9.11 537号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。